



令和2年度南三陸町地域おこし協力隊募集案内

令和2年6月1日
南三陸町企画課

1 南三陸町の概要

南三陸町は、宮城県北東部に位置する人口約13,000人の町です。三方を山に囲まれ、一方を海に面する地形は、町に降った雨が全て町内の山や大地を通り、川を通じて里に流れ、そして、志津川湾に注ぐという豊かな自然の恵みをもたらします。当町では、これを守り、生かす林業や漁業などの産業が発展してきました。

しかし、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、本町は甚大な被害を受けました。震災から9年が経過した現在、全国・全世界の皆さまからの力に支えられ、確実に当町の復興は進んでいますが、震災によって、人口減少や少子高齢化等の問題も加速しています。

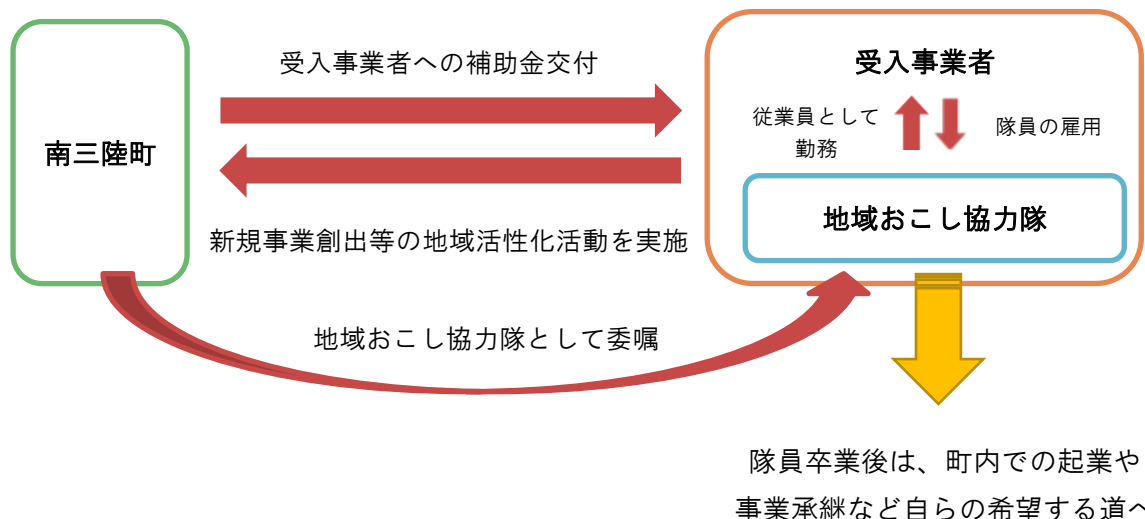
こうした中、当町では、創造的復興を成し遂げ、持続可能な地域社会を構築していくために、「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」を将来像として掲げ、地域・住民・行政が一体となって新しいまちづくりに取り組んでいます。

2 南三陸町地域おこし協力隊の概要

地域おこし協力隊とは、地方自治体からの委嘱を受け、地域の魅力発信や特産品の開発、住民の生活支援など、さまざまな方向から地域を活性化させる活動に取り組む都市部からの移住者です。現在、多くの地方自治体が協力隊の受け入れを行っており、その運用方法は自治体によって異なります。

南三陸町では、上記に掲げる町の将来像の実現に向け、新しい視点で地域の活性化に取り組んでいただく人材が必要と考え、協力隊を受け入れています。また、移住者である隊員が地域の生活になじむことができるよう、また、起業・事業承継に向けたノウハウを学びながら地域活性化活動に取り組めるよう、町内で活動している事業者・団体が隊員の方を雇用する形をとっています。

図：南三陸町地域おこし協力隊制度の概要



3 募集の内容

令和2年度南三陸町地域おこし協力隊員として、以下の内容で活動に取り組む方を募集します。

募集①

事業名	南三陸町森里海の自然体験活動事業
活動内容	<p>1.教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋教育プログラムの実践・海の授業などの実施 ・海洋科学コミュニケーション講座の開催 <p>2.研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の自然史研究 <p>3.企画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川と海のビジターセンター運営 ・ミュージアムショップ運営 <p style="text-align: right;">ほか</p>
目標	<p>【「あそびをまなびに変える」自然体験活動を本格的に事業化する】</p> <p>「自然体験を通し学びに繋げる」「豊かな自然を地域の魅力として発信し、新たな価値を創出する」ことを目的としています。</p> <p>将来的には法人化したEELs（自然体験活動を行う任意団体）で、経営者として活躍頂きたいと考えております。</p>
受入事業者	特定非営利法人 海の自然史研究所
雇用契約	上記受入事業者と締結します。
雇用形態	契約社員
採用条件	<p>（勤務地）</p> <p>宮城県本吉郡南三陸町戸倉字坂本 21-1 南三陸・海のビジターセンター</p> <p>（勤務時間）</p> <p>8：30～17：30 4週8休のシフト勤務 土日祝出勤あり</p> <p>（給与）</p> <p>月給 172,000 円～ 通勤手当 住宅手当 各種資格手当</p> <p>（福利・厚生）</p> <p>社会保険（健康保険・雇用保険・厚生年金・労災保険）加入</p> <p>※ただし、就労時間による</p> <p>※詳細は、受入事業者の求人票を参照してください。</p>
募集人数	1名
備考	<p>南三陸町地域おこし協力隊員としての委嘱は町長が行い、その委嘱期間は、委嘱の日から令和3年3月31日までとします。</p> <p>※活動状況等を勘案し、年度単位での更新により委嘱の日から3年まで延長することが可能です。</p>

4 応募要件

- (1) 令和2年4月1日時点で、満20歳以上の方。
- (2) 総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する方のうち、隊員として活動するにあたって、南三陸町へ生活の拠点を移し、住民票を異動する意思を有する方。
- (3) 心身ともに健康で、当町の活性化に意欲を有し、積極的に活動できると認められる方。
- (4) 協力隊としての活動終了後も町内に定住し、起業、就業又は事業承継する意欲のある方。
- (5) その他受入事業者が別途定める応募要件に合致する方。
- (6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日(昭22年5月3日)以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 選考

応募者の方に対しては、以下のとおり選考を実施します。

種別	選考内容	対象者	選考内容	日時	結果発表
一次選考	書類審査	応募者全員	書類審査	令和 年 月 日()	選考実施日から 1週間以内に郵送 します。
二次選考	面接審査	一次選考 合格者	面接審査 (30分程度)	応募者と調整の上 で決定します。	

※ 選考は南三陸町役場本庁舎内で実施します。現地までの交通費等は応募者の負担となります。

6 応募方法

応募を希望される方は、応募期間内に以下の書類を郵送または持参にてご提出ください。

- (1) 令和2年度南三陸町地域おこし協力隊応募用紙
- (2) 住民票の写し

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。

7 提出・問い合わせ先

南三陸町企画課地方創生・官民連携推進室

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

電話：0226-46-1371

FAX：0226-46-5348

E-Mail：sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp